

1 制限措置

整理 番号	漁業種類	許可又は起 業の認可を すべき船舶 等の数	船舶の 総トン数	推進機関の 馬力数	操業 区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継 続	承 継
1	手繰第三種 (なまこ桁 網) 漁業	1	3トン未満	48キロワット (15馬力)以 下(ただし電 気点火機関に あつては30キ ロワット(15 馬力)以下)	別記	11月1日 から翌年 3月31日 まで	山口県阿武郡阿武 町に漁業根拠地を 有する者のうち、 関係する漁業権者 の同意を得た者	○	○

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和8年9月14日から令和8年10月13日まで

3 許可の有効期間
令和8年11月1日から令和13年10月31日まで(5年間)

別記

次の A、イ、ロ、ハ、G の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点 A 阿武郡阿武町大字宇田と同町大字木与との最大高潮時海岸線における境界点
- B 阿武郡阿武町宇田島南西端
- C 阿武郡阿武町宇田島西端
- D 萩市櫃島南東端
- E 萩市大井鵜山岬北端
- F 萩市大島北東端
- G 阿武郡阿武町と萩市大井との最大高潮時海岸線における境界点

- 点 イ A と B とを結んだ線上 A から 2,000 メートルの点
- ロ C と D とを結んだ線と E から 347 度の線との交点
- ハ F と G とを結んだ線と E から 347 度の線との交点

《備考：共第 5 号（令和 6 年 1 月 1 日免許）の区域》